

2026年度
研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業/
ディープテック分野での人材発掘・起業家育成事業（NEP）

開拓コース に関する説明資料

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
スタートアップ支援部

- 本資料は『公募要領』に準拠しておりますが、概要を掴んでいただくため内容を一部簡略化しております。

→詳細は『2026年度NEP 開拓コース 公募要領』をお読みください。

- 本資料内で登場する略称文字について

- ・要領p. ▲ ⇒ 公募要領の▲ページ
- ・[1.1.] ⇒ 公募要領の項目 1.1.

- 本事業は政府予算に基づき実施するため、政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画 等が変更される場合があります。

最新の情報につきましては、**本公募のHPをご確認ください。**

<https://nep.nedo.go.jp/>

事業概要

開拓コース

対象者	起業前の個人 ※応募者の年齢に応じて加点措置有り(※1)
活動内容	自ら起業することも視野に入れながら、技術シーズを活用したアイデアの実現可能性に関する調査 «例» ・技術シーズの活用方法に関する探索活動 ・市場ニーズに合わせた技術シーズの深化のための研究開発及びその方向性の決定 ・アイデアを基にしたビジネスモデル作成、市場調査、試作品の製作等の活動
活動費	月額25万円(税込)×12か月 (※2) [上限:300万円迄]
活動費_用途	調査活動において自らが必要と判断した経費(研究開発費、旅費・交通費、資料購入費等)
活動(委嘱)期間	NEDOが指定する日~2027/3/31まで(12か月程度を予定)

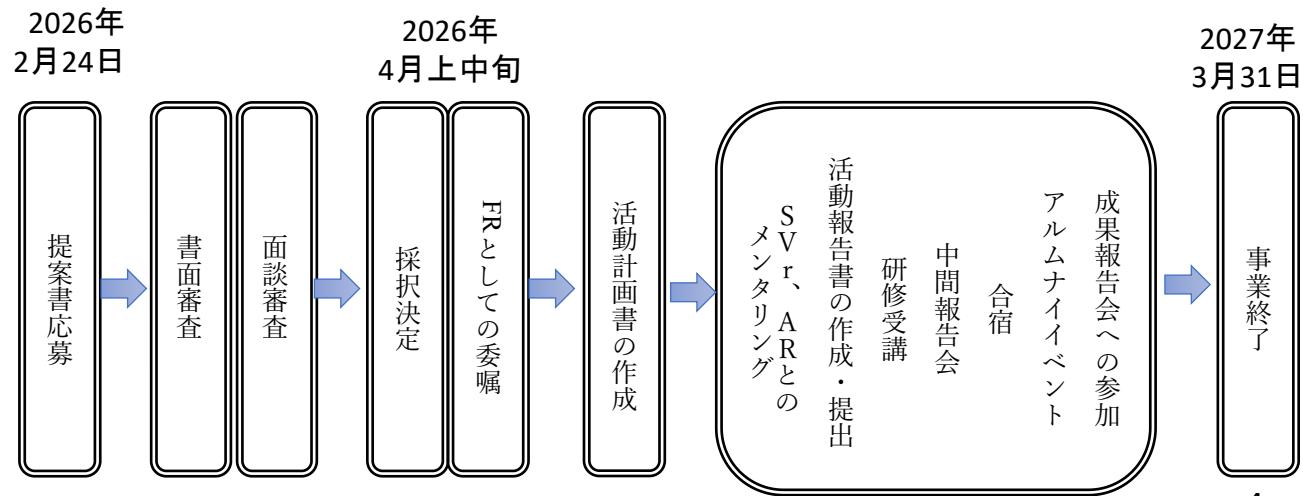
(※1) 要領p.11 [5.3 審査基準 ⑤その他]をご参照。

(※2) 要領p.13 [6.1 確定申告について]をご参照。

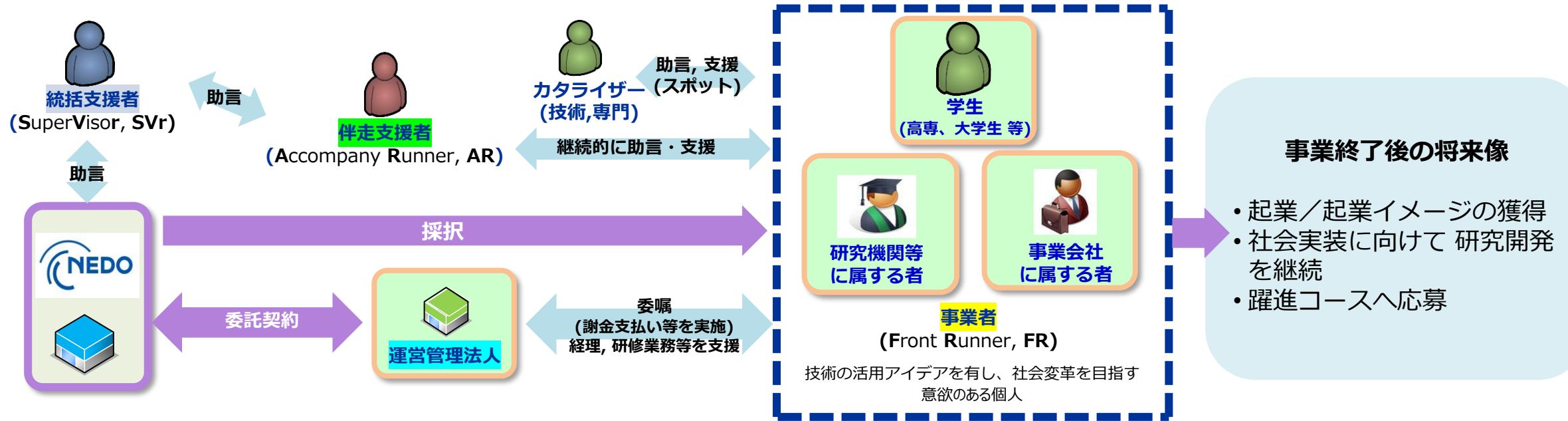
【スケジュール(予定)】

2026年

- 1月5日 : 公募開始
- 2月24日正午** : 公募締め切り
- 2月下旬～3月上旬 : 書面審査
- 3月中旬～3月下旬 : 面談審査(最終選考会)
- 3月下旬 : 採択者の決定
- 4月上旬～4月中旬 : 運営管理法人より委嘱手続き
- 4月下旬 : 活動計画書の作成
- 4月下旬～** : **活動計画書に則り本活動開始**



実施体制 全体フロー (要領p.3 [1.2.])



<事業者(FR)の業務>

- アイデアの実現可能性調査活動、活動報告(毎月)
 - 活動計画書、成果報告書の作成(各1回)
 - 研修・イベント・報告会への参加 等
- ※具体的なイメージは次ページ参照。

<統括支援者(SVr)の役割・業務>

- 採択者の最終決定
- 報告会等におけるFRやARへの助言
- 諸研修における講演
- 事業全体のあり方をNEDOに助言・提言 等

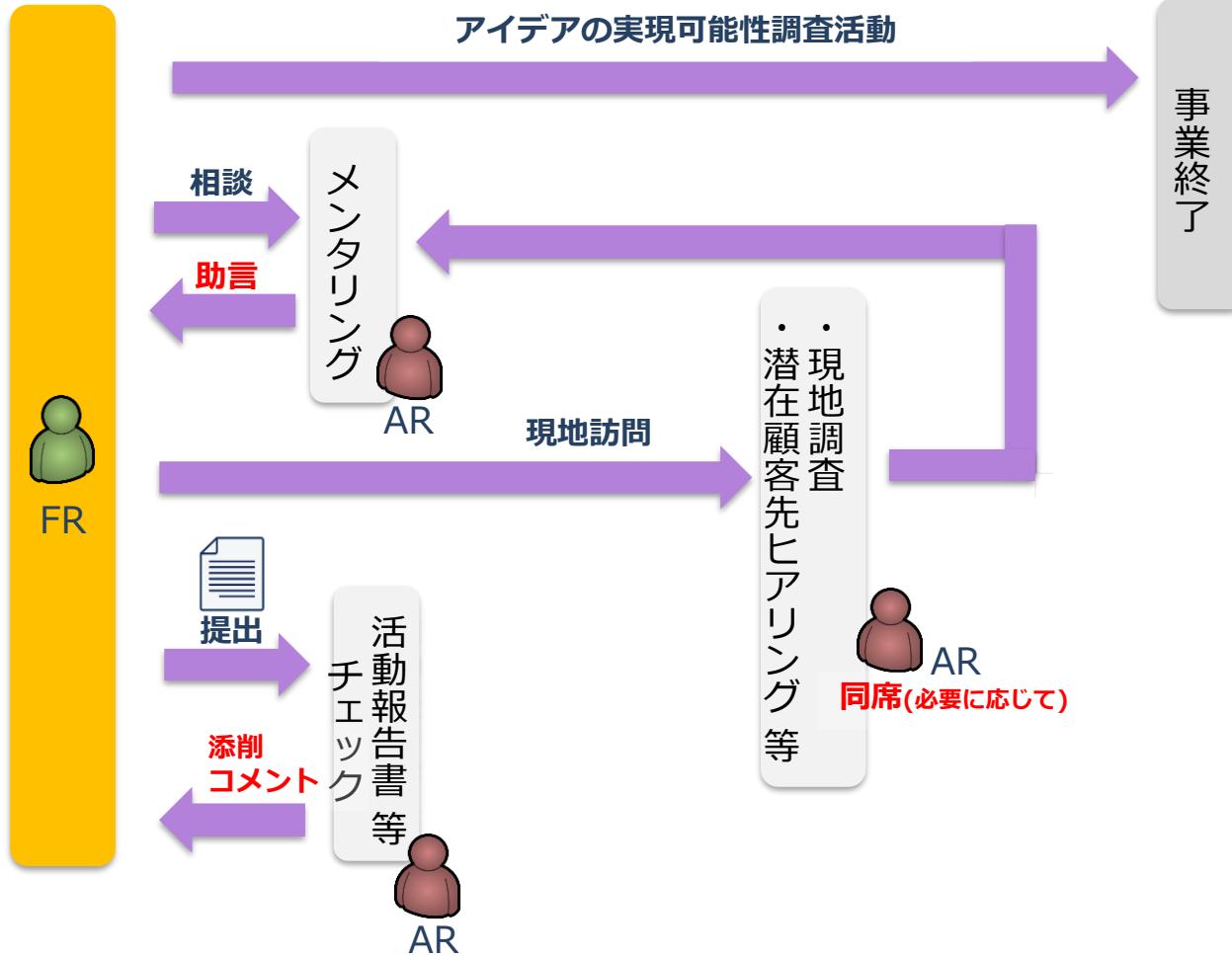
<伴走支援者(AR)の役割・業務>

- FRが行う活動に対して、ハンズオン的な指導・助言(毎月)
- 壁打ち役としてのアドバイス
- 潜在顧客等への訪問やヒアリングをアレンジ 等

<運営管理法人の役割・業務>

- 活動報告書の収集、管理
- FRへの活動費支払い 等

«毎月の活動»



«不定期の活動»

下記の研修・イベントを実施

- スキルアップ研修(ビジネスモデルの構築方法 等)
- 人的ネットワークの構築に資するイベント^(1回程度)
- 合宿 (1泊2日、7月4日、5日の予定)
- 1 DAY研修 (中間報告会) (10~11月頃)
- 成果報告会(2027年2~3月頃)
- <該当者のみ> (仮称) 救済プログラム

研修・イベントは原則、参加必須です

すでに日程が決まっているものもありますので、応募される場合、予定の確保をお願いします

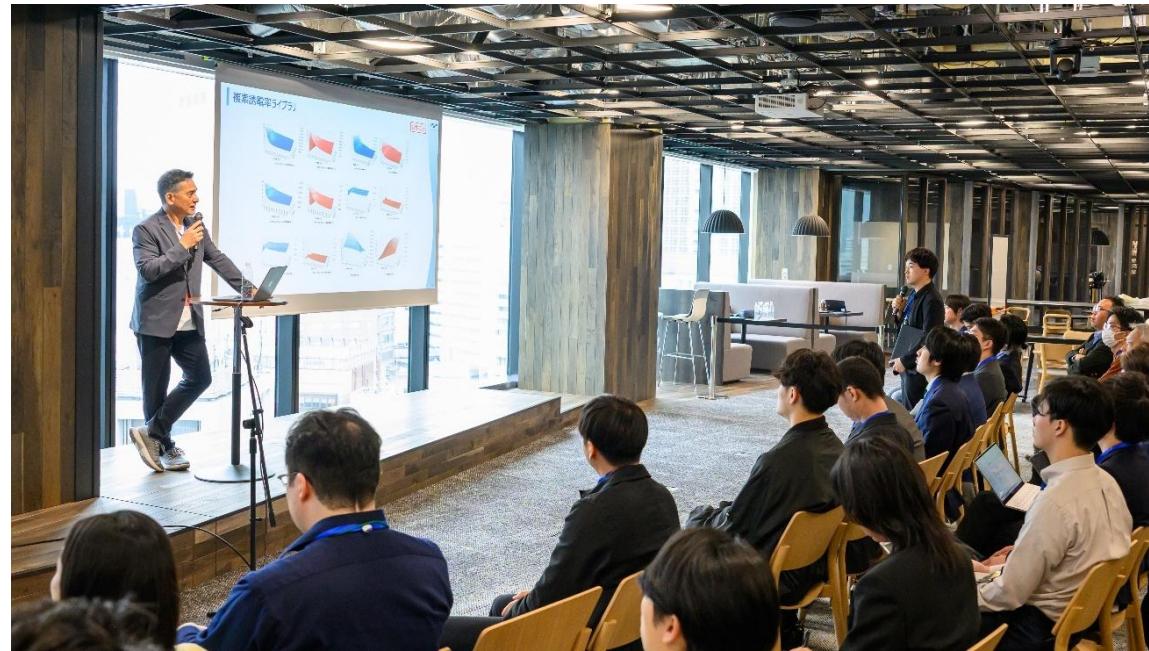
事業開始時、活動期間中の提出物

- 活動計画書(活動開始時)
- 活動報告書(活動期間中、毎月)
- 報告会用のピッチ資料 (中間・成果報告会)
- 成果報告書(活動期間時迄)
- 各研修等におけるアンケート

4月：キックオフイベント 2026年4月24日(金)実施予定

※過去の研修・イベントについては、NEP事業特設HPでも
実績報告を公開しています。

<https://nep.nedo.go.jp/report>



＜過去の実施内容＞

- FRとARの顔合わせ
- 活動に当たってのマインドセット
- 活動計画の発表
- FR同士の交流 等

活動のイメージ（合宿）



＜過去の実施内容＞

- ・SVrによるグループメンタリング
- ・ARによるピッチの壁打ち
- ・NEP卒業生による講演
- ・次のフェーズを見据えた講義 等

7月：合宿
2026年7月4日(土)、5日(日)
実施予定



10月 : 1DAY研修
2026年10月～11月頃
実施予定



＜過去の実施内容＞

- ・SVrによるグループメンタリング
- ・ARによるピッチの壁打ち 等



3月：成果報告会(NEP-Lab)
2027年2月～3月頃
実施予定

＜過去の実施内容＞

- ・活動の成果としてのビジネスピッチ
- ・優れたピッチの表彰
- ・躍進コースの事業者や卒業生等との交流 等



事業期間中の活動状況が芳しくない状況にあると事務局等で判断した場合、「(仮称)救済プログラム」に必須で参加いただきます。こちらのプログラムは、活動が停滞している原因について、複数の支援者等と対話しながら解決案を探っていくものです。

なお、このプログラムの適用対象となつたにも関わらず、参加されない場合には、謝金の支払いを停止する措置を取らせていただきます。

<対象者の選定方法>

毎月の活動報告や合宿等の対面研修での発表内容等を確認したうえで、進捗が見られなかったり、事業化に向けた取り組みが進んでいないと判断した場合、担当ARと協議のうえで対象者を決定します。

<内容>

失速原因を特定し、SVr/AR/事務局等と共に解決方法を探るプログラムに必須でご参加いただき、FRとしての活動の課題となっている部分を解消するきっかけとしていただきます。₁₁

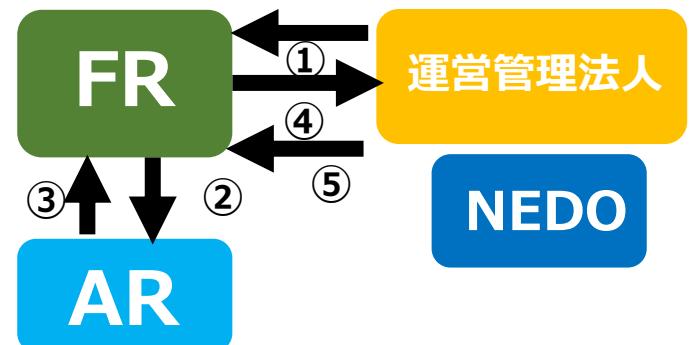
【支払い額・時期】・25万円/月 × 最大12回 = 300万円

※毎月の支払い時に所得税として25,525円（支払額の10.21%）を源泉徴収いたしますので手取り額は224,475円/月×最大12回=2,693,700円となります。



事業step1 :

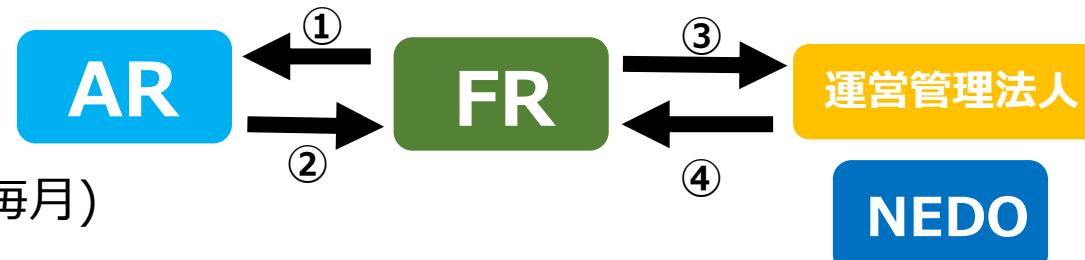
- 活動計画書の作成



- ①:運営管理法人から「FR」として委嘱
- ②:FRとしての活動期間中に行う予定の事項をまとめた「活動計画書」をFRが作成。ARへ確認を依頼。
- ③:ARが「活動計画書」の内容を確認
- ④:運営管理法人に「活動計画書」を提出（運営管理法人からNEDOへ活動計画書を共有）
- ⑤:FRとしての調査活動開始。活動費(初回)を運営管理法人より「謝金」として支給

事業step2 :

- 活動報告書 等の作成(毎月)



- ①:活動報告書 等の確認依頼
- ②:活動報告書 等を確認
- ③:活動報告書を運営管理法人へ提出（運営管理法人からNEDOへ活動報告書を共有）
- ④:活動費を運営管理法人より「謝金」として支給

応募について

● FR応募資格

次に示す資格要件を全て満たす者

- ①FRの活動（委嘱）期間中は、**日本国内に居住し、国内で活動可能**であること。
(外国籍の方は、日本における滞在及び就労要件を満たすことが確認できること)
- ②提案する「技術の活用アイデア」を**事業化しておらず、また法人として経営していない**こと。
- ③法人の代表者ではないこと。
- ④応募者が、企業・研究機関等に所属する場合は、**本活動に従事することへの承諾を得て、所属長等からの承諾書の提出**ができること。
※所属先に承諾を得る際にしっかりと説明がされておらず、認識の齟齬によって活動を一時中断せざるを得なくなった例もありますので、事前に調整をお願いします。
- ⑤活用する技術シーズについて、提案者以外の第三者が権利を有する場合は、その技術シーズを用いてFRとしての活動を行うことについて、**当該権利者の同意を得ていること**。
※活動期間中に権利者の協力を得られなくなった例もありますので、活動内容を理解いただくようにしてください。
- ⑥応募時に未成年者である場合には、FRとしての委嘱時に親権者等の同意書が提出できること。
(応募時には不要)
- ⑦反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと。

応募資格等に関するよくある質問 (要領p.4 [2.1.],FAQ)

Q：応募時において、FRとしての活動の結果、必ず起業する意思を有していないと応募できないのか。

A：応募時には必ずしも起業の意思を有している必要はありませんが、採択後は研究開発だけでなく、社会実装のための調査やビジネスモデルの策定といった活動を実施いただきます。開拓コースは、起業の可能性も視野に入れながら、技術シーズを活用したビジネスアイデアの実現可能性に関する調査を行っていただくこととしています。なお、FRとしての活動の結果、起業に至らなかつたとしてもペナルティ等はありません。

Q：FRとして採択され、その活動中に、起業した場合、FRとしての活動をやめなければならないのか。

A：開拓コースは、個人での活動を基本としており、法人としての活動は想定しておりません。起業が必要な場合には、事前に事務局にご相談ください。なお、活動開始後、まもなく起業することを見込まれる場合は、支援フェーズが異なると思われますので、躍進コースへの応募もご検討ください。

Q：既設法人（企業）の代表者となっているが、開拓コースへの応募は可能か。

A：開拓コースは、あくまで個人の方を対象としており、法人の代表者の方は応募できません。開拓コースに応募いただくアイデアと一切関係のない内容の法人の代表である場合も同様です。なお、NPO法人等の非営利団体の代表者である場合や法人登記をしていない個人事業主の代表者については、応募可能です。

●活用する技術シーズの要件

- ・**ディープテック分野で研究開発要素**があるものが対象。
(人工知能、ロボット、宇宙航空、エネルギー、ナノテク・材料、ライフサイエンス、IoT等であって、原子力を除く)

●技術の活用アイデアとは

- ・技術シーズを用いて**どのような社会的課題をどのように解決**したいのか、又は解決できるのか、**社会へ与えるインパクト**はどのようなものか、その技術を**どのように世の中へ出すか**（技術を世の中へ出す方法）など、といったことに関するアイデア。
- ・応募者やその所属機関が既に取り組んでいる営利事業とは異なる、**新たな事業を創出しうるもの**であること。

* FR活動を行う際の注意点について

FRの活動は「個人」として行うため、以下のような点に注意してください。

- ・研究開発に必要な資材や薬品が危険物等の場合、個人では購入できない場合がある。
- ・大学や研究機関の施設利用等を希望する際に、個人では断られる若しくは制限がかかる場合がある。
- ・FRの活動を行うことで所属先のエフォート管理上の問題が発生する場合がある。

これらの可能性を踏まえて、**応募にあたっては、事前に関係者と調整を行いFRとしての活動を行うことができる状態にしてください。**

※開拓コースの研修・イベントは参加必須です。活動に制限がかかることがないよう、事前に所属先の承諾を得ておく等ご対応ください。

●チームを組んでいる方の応募について

チームを組んでいる個人の方も応募することができます。

チームを組んでいる個人の方が応募する場合、以下の点にご留意ください。

- ①**面談審査の参加者は応募者の方のみ**となります。チームメンバーが参加することはできません。
- ②FRとして採択された場合、**謝金の支払い先は応募者の方 1名のみ**となります。
- ③チームメンバーで活動内容の分担は可能です。その場合には、活動計画書に役割分担を記載いただき、活動報告書にて誰がどのような活動をどの程度行ったのかを記載いただきます。

●応募書類の作成 (最大3点)

書類の提出漏れ、必要事項の記載漏れがある場合には受理できませんのでご注意ください

①「プロフィールシート」 (全員必須：様式有)

制限枚数を超えた場合には減点することがありますので、ご注意ください。

②「技術の活用アイデア」等説明資料 ※下記の内容を網羅して30枚以内・PDFで提出 (全員必須：様式自由)

①応募者情報

- ・応募者（代表者）の氏名、所属先、専門分野、実施テーマの名称
- ・（チームメンバーがいる場合）各メンバーの役割分担
- ・応募理由、これまでの取組み、開拓コースでやりたいこと
- ・ARに求めたいこと 等

②活用する技術シーズ

- ・技術シーズについて、その内容（**どのディープテック分野に当たるのか、どのような研究開発要素があるのか**等）を簡潔に説明。
- ・応募者自身が技術シーズを保有していない場合、活用予定の技術シーズ及びその活用方法の探索方法等を記載。

③現時点での技術の活用アイデア

- ・技術シーズを用いて社会的課題をどのように解決したいのか、又は解決できるのか、社会へ与えるインパクトはどのようなものか、その技術をどのように世の中へ出すかといったことに関するアイデア

④FRとしての活動内容

- ・主な活動場所
- ・大まかな活動計画
(技術シーズに係る開発課題の克服、技術の活用アイデアの実現に向けた行動等)
- ・必要な経費内訳（大まかなものでOK）

⑤FRとして活動することへの意気込み・自己PR

- ・提案内容にとらわれず、自由に記述してください

③「承諾書」 (該当者のみ：様式有)

応募者が企業・研究機関等に所属する場合は、所属長の承諾書

応募方法2 (要領p.8 [4.2.], p.9[4.3.])

●提出先及び提出方法

提出書類（最大3点）を一つのzipファイルにまとめて以下の提出先にアップロードしてください。

<https://sys-startup.nedo.go.jp/form/pub/nedo04/kaitaku2026>

- ・ 必要情報の入力と応募書類のアップロードを行ってください。
- ・ **zipファイルの容量は5MB以内**にしてください。
- ・ 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は不可。
- ・ 提出時に受付番号を付与します。
- ・ 審査結果発表時にこちらの**受付番号を用いて発表**します。**必ずご自身の番号を控えておいてください。**
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可。同一の応募者から複数提出された場合は、最後に提出の書類のみ有効。
- ・ 再提出される場合には、入力フォームにて前回提出時の受付番号を記入いただきます。
- ・ 応募内容確認、登録ボタンを押した後、受付番号が表示されます。これら全てを下記の提出期間内に完了すること。
- ・ **入力やアップロード等の操作途中で提出期限を過ぎてしまった場合は、受け付けません。**
- ・ 通信トラフィック状況により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、**提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕を持って提出**してください。

●提出期間

2026年1月5日（月）～2026年2月24日（火）正午 アップロード完了

審査は「書面審査」および「面談審査」を実施します。

実施項目	内容
書面審査	<ul style="list-style-type: none"> 応募書類より応募内容が要件を満たしているか事務局及びARにて審査
面談審査	<ul style="list-style-type: none"> 審査方法：オンライン面談（カメラオンで質疑応答に対応ができる通信環境等を整えてください。） (事務局が指定するツール (teams 若しくは zoom予定)) 面談時間：応募者1名あたり20分程度 実施時期：2026年3月中旬～下旬（予定） 面談内容：事務局からの確認事項、自己紹介及び提案内容の説明、質疑応答等 →自己紹介及び提案内容の説明の際に、「技術の活用アイデア等説明資料」 を用いて紹介・説明を行ってください。 (資料すべてを使っていただく必要はございません。) →自己紹介及び提案内容の説明の時間は3分程度を予定しております。

- 応募者は**日本語又は英語にて面談**を行うことが可能です。
応募フォームにてどちらを希望するか選択してください。
- 審査は全て非公開です。
- 審査の経過等、審査の具体的な内容に関する問い合わせには応じられません。
- なお、事務局記録用のために、面談の模様を録音・録画させていただきます。

審査では次の観点等により審査します。特に**人物面を重視**します。

(1) 事業の趣旨に合致した人物か

- ・ 特定の社会的課題を憂慮し、技術シーズを活用しその課題解決に向けて積極的に行動する意思や行動力が有るか。
- ・ AR等の指導、助言を必要としているか。

(2) 育成対象とすべき人物か

- ・ 活用する技術シーズの内容や、考えている行動計画について、筋道を立てて説明できるか。
- ・ リーダーシップ、思考の柔軟性、協調性等を有しているか。
- ・ 予定している活動内容は技術の活用アイデアの実現に向けて適切か。

(3) 活用する技術シーズは妥当か

- ・ 技術シーズに関して、技術的な課題の解決へアプローチできるか。
- ・ 将来性のある技術シーズであって、競合他者より優れたものと思われるか。

(4) 技術の活用アイデア等は適切か

- ・ アイデアが他者に負けないユニークなものであるか。
- ・ ターゲットとなる市場の成立可能性があると思われるか。

下記の提案には優遇措置有り。

- ・ 応募時点で満40歳未満の者
- ・ 応募時点で大学生（修士課程・博士課程含む）及び高等専門学校生の者
- ・ NEDO後援のピッチイベント等でのNEDO賞受賞者

●書面審査結果と面談審査の日時

- 応募書類提出完了時に応募フォーム画面に表示される応募番号を用いて、2026年3月上旬ごろに**書面審査通過者を以下のNEDOウェブサイトにて発表**します。

NEDOウェブサイト → <https://nep.nedo.go.jp/>

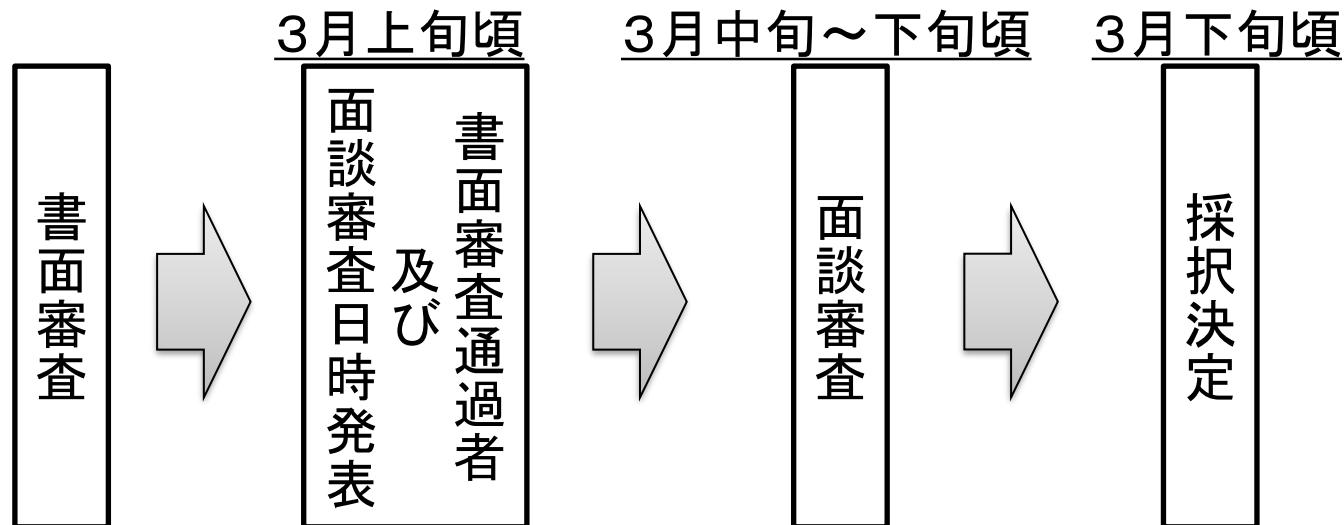
- その際に、3月中旬から下旬で実施予定の面談審査の日時も併せて発表いたします。

(**日時の変更は原則不可。面談時間を5分経過しても参加されない場合は辞退とみなします。**)

●採択結果の通知

- NEDOから該当する応募者に対して**「採択」もしくは「不採択」をメールにて通知**します。
- 採択の場合は担当するARもその際に合わせてご連絡いたします。

●選考の流れ



その他

その他の留意事項 (要領p.13 [6.])

●確定申告について

本事業でFRに対して支払われる謝金は、基本的に雑所得として整理され、**確定申告が必要**となります。ただし、謝金のうち、FRとして活動するために使用した費用については、所得ではなく必要経費とすることができます。

また、雑所得を含めた「所得」が20万円以下の場合は確定申告は不要となります。

必要経費とするためには、**使用した費用を私用とFR活動用とで明らかに分けることが必要**となるほか、**領収書の保存等を行う必要**がありますので適切に管理を行ってください。

確定申告で確定した所得額によっては、**翌年度の住民税に影響が発生**するほか、現在扶養者の方については、**扶養の対象から外れる**場合があります。

確定申告の詳しい内容については、**管轄の税務署にお問い合わせ**下さい。

●FRの取り消しについて

- ・応募書類や活動報告書等について、その記載内容が虚偽であることが判明した場合
- ・FRとしての活動をSVr, AR, NEDOが不適切と判断した場合
⇒FRとしての採用を取り消し、支払った謝金額の返還を求める場合がございます。

●FAQについて

- ・公募や採択後の事業内容等に関する質問や具体事例をまとめたFAQをNEDOのウェブサイト（本公募ページ）に掲載しておりますので、応募前にご確認ください。

NEDOスタートアップ支援部 NEP事務局

E-MAIL : NEP@nedo.go.jp

- ・ 詳細は公募要領をご参照ください。
- ・ ご不明な点は、上記アドレスまでお気軽にご連絡ください。